

第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

- (1) 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- (2) 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- (3) 不動産について共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、長野県が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、長野県が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア又はイの 2 通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

※ 入札保証金には利息を付しません。

※ 原則として、入札開始 2 開庁日前までに長野県が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、長野県のホームページより申込書、誓約書及び役員一覧表（法人のみ）を印刷し、必要事項を記入、必要書類を

添付のうえ、長野県が指定する日時まで（必着）に長野県財産活用課へ送付又は持参してください。

※申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

※VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

※法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 納付書による納付

長野県が指定する金融機関で納付してください。長野県が指定する金融機関については、下記を参照してください。

① 指定金融機関

株式会社 八十二銀行

② 指定代理金融機関

長野県信用農業協同組合連合会

③ 収納代理金融機関

株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、株式会社群馬銀行、株式会社長野銀行、株式会社北陸銀行、商工組合中央金庫、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、飯田信用金庫、諏訪信用金庫、アルプス中央信用金庫、新井信用金庫黒姫支店、長野県労働金庫、長野県信用組合、長野県内及び新潟県内のゆうちょ銀行

※ 申込書の入札保証金納付方法欄の「納付書払い」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに長野県の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、長野県が用意する「入札保証金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。